

「令和2年7月豪雨」により被災された方々の権利利益等（交通関係法令）に関する満了日の延長について

令和2年7月豪雨による災害は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）に基づく特定非常災害に指定されました。

これにより、特定権利利益（運転免許証の有効期間等）及び特定義務（安全運転管理者等の届出義務等）に関して、次の措置が講じられます。

① 許認可等の存続期間（有効期間）の延長

運転免許のような許認可等（令和2年7月3日以降に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が延長されます。

【特措法第3条第1項に規定されているもの】

- 対象者…災害救助法の適用対象地域に住所を有する方
- 有効期間の延長…令和2年12月28日（月）まで
- 対象となる権利利益…別記一覧のとおり

【特措法第3条第3項に規定されているもの】

- 対象者…特措法第3条第1項の対象者以外の特定非常災害の被害者で、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により、満了日の延長の申出を行った方
- 有効期間の延長…令和2年12月28日（月）まで

② 期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限（令和2年7月3日以降の履行期限のもの）までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、令和2年10月30日（金）までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません（特措法第4条第1項）。

【対象義務（交通警察関係）】

- 安全運転管理者等の選任及び解任の届出（道路交通法第74条の3第5項）
- 臨時認知機能検査の受検（道路交通法第101条の7第3項）
- 臨時高齢者講習の受講（道路交通法第101条の7第6項）
- 医師の診断書の提出（道路交通法第102条第1項から第3項）
- 自転車運転者講習の受講（道路交通法第108条の3の4）
- 保管場所の変更等の届出（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第7条第1項、第13条第3項及び附則第7項）
- 自動車運転代行業に係る変更の届出（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第8条第1項及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）第8条）

※ 詳しくは最寄の運転免許試験場又は警察署にお問い合わせください。

令和2年7月豪雨により被災された方々の権利利益(交通関係法令)に関する満了日の延長について

○ 対象期間…令和2年7月3日から令和2年12月27日の間(満了日…令和2年12月28日)

番号	関係法令	特措法第3条措置
1	法第51条の8第6項	放置車両の確認標章取付事務委託の登録期間の延長
2	法第87条の第6項	仮免許の有効期間の延長
3	法第90条第1項	運転免許試験合格者の免許交付期間の延長(合格の効力)
4	法第92条の2第1項	運転免許証の有効期間の延長
5	法第92条の2第2項	
6	法第92条の2第3項	
7	法第96条の2	路上練習をしてから運転免許試験を受けるまでの期間の延長
8	法第96条の3第1項	取消処分者講習受講後から運転免許試験を受けるまでの期間の延長
9	法第97条の2第1項第1号	検査合格証明書の有効期間の延長
10	法第97条の2第1項第2号	卒業証明書・修了証明書の有効期間の延長
11	法第97条の2第1項第3号	期限切れ申請に係る試験の一部免除期間の延長
12	法第97条の2第1項第4号	失効後6月超え1年未満の仮免許試験の一部免除期間の延長
13	法第97条の2第1項第5号	特定取消処分者に係る試験の一部免除期間の延長
14	法第100条の2第1項第1号	再試験の免除期間の延長
15	法第100条の2第1項第2号	
16	法第101条の4第1項	高齢者講習を受けてから免許証の更新を受けるまでの期間の延長
17	法第101条の4第2項	認知機能検査を受けてから免許証の更新を受けるまでの期間の延長
18	令第26条の3の3第1項第2号(同条第3項において準用する場合を含む)	過去の免許経歴として評価される期間の延長(大型二輪免許等の二人乗りに係る免許経歴の継続)
19	令第26条の3の3第1項第3号(同条第3項において準用する場合を含む)	
20	令第26条の3の3第2項第1号(同条第4項において準用する場合を含む)	
21	令第26条の3の3第2項第2号(同条第4項において準用する場合を含む)	
22	令第26条の4第1項第1号	過去に受けた免許として評価される期間の延長(初心運転者標識の表示義務の免除)
23	令第26条の4第1項第2号	
24	令第26条の4第1項第3号	
25	令第26条の4第2項第1号	
26	令第26条の4第2項第2号	
27	令第26条の4第2項第3号	
28	令第33条の6第1項第1号口	
29	令第33条の6第1項第1号ハ	
30	令第33条の6第1項第1号ホ	
31	令第33条の6第1項第2号	
32	令第33条の6第1項第2号ハ	
33	令第33条の6第2項第1号口	
34	令第33条の6第2項第1号ハ	
35	令第33条の6第2項第1号ホ	
36	令第33条の6第2項第2号	
37	令第33条の6第2項第2号ハ	
38	令第33条の6第3項第2号	
39	令第33条の6第3項第3号	
40	令第33条の6第4項第1号口	
41	令第33条の6第4項第1号ハ	
42	令第33条の6第4項第2号	

43	令第34条の2第1号イ	路上練習の免除を受けることができる期間の延長
44	令第34条の2第1号ロ	
45	令第34条の2第1号ホ	
46	令第34条の2第2号ロ	
47	令第34条の2第2号ニ	
48	令第34条の5第1号ハ	運転免許試験における成績の効力の延長(一部免除期間)
49	令第34条の5第2号ハ	
50	令第34条の5第3号ロ	
51	令第34条の5第3号ハ	
52	令第34条の5第3号ニ	
53	令第34条の5第4号	
54	令第34条の5第5号	
55	令第34条の5第6号	
56	令第37条の6第1号	
57	令第37条の6第2号	
58	令第37条の6第3号	
59	令第37条の6の2第1号	
60	令第37条の6の2第2号	
61	令第39条の2の4(同令第39条の2の5第2項において準用する場合を含む)	申請による運転免許取消しの日の延長(運転経歴証明書の交付要件)
62	施行令の一部を改正する政令附則第9条第1号	初心運転者標識の表示義務免除に関する起算日(失効日)の延長
63	施行令の一部を改正する政令附則第9条第2号	
64	規則第18条の2第1項	取得時講習終了証明書の有効期間の延長
65	規則第26条の2	認知機能検査及び高齢者講習の受検・受講期間の延長
66	技能検定員審査等に関する規則第17条第1項第1号	技能検定員審査等一部合格に係る成績の効力の延長
67	技能検定員審査等に関する規則第17条第1項第2号	技能検定員審査等の講習の終了時期の延長
68	運転免許に係る講習等に関する規則第5条第1項	申出により、一般運転者講習を受講することが可能となる特別特定失効者の起算日(失効日)の延長